与信管理規程

第１章 総則

（目的）

    第１条 本規程は、株式会社○○（以下「会社」という）の与信限度の設定、管理および債権保全に必要な手続を定め、会社と取引先との間の信用取引において、健全な販売活動を図ることを目的とする。

（適用範囲）

    第２条 本規程は、会社が行うすべての取引（法人または個人を相手として行う売買、請負等の商取引）の与信に適用する。

（債権の範囲）

    第３条 本規程における債権とは、以下のとおりとする。

（１）売掛金

（２）受取手形

（３）貸付金

（４）先日付小切手

（５）未収金

（６）外貨建債権

（定義）

    第４条 本規程における与信限度とは、会社が取引先に対して設定する信用供与の最高限度をいう。

（規程責任者）

    第５条 本規程の管理責任者は、人事部長とする。

（解釈上の疑義）

    第６条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、人事部長は、関係部署の長と協議のうえ、これを決定する。

（改廃）

    第７条 本規程は、取締役会の決議により、改廃する。

第２章 与信限度の運用・管理

（取引の開始）

    第８条 新たに取引を開始しようというときは、次の要件を整え、これを行うものとする。

（１）取引先の適正の確認

（２）販売諸条件の確認

（３）担保の確認

（４）与信限度の確認

    ２ 継続取引を開始する場合は、本規程に基づき、与信限度を設定する。

（信用調査）

    第９条 各部署は、取引開始にあたり取引先の信用調査を行うものとする。

    ２ 前項のほか、各部署は定期的に取引先内容の調査を行うものとする。

    ３ 信用調査は、原則として以下のいずれかの方法を複数組み合わせて行うものとする。

（１）信用調査会社による調査

（２）会社案内やホームページからの情報による調査

（３）財務諸表による調査

（４）営業担当者による取引先への実地訪問によるヒアリング等による調査

（５）四季報や会社年鑑等による調査

（６）銀行からの情報に基づく調査

（７）企業・業界分析のインターネットサービスによる調査

（８）取引経験のある会社からの情報入手による調査

（９）業界・市場動向調査と現状把握

（与信限度の申請稟議）

  第１０条 各部署の長は、与信限度の設定に際しては、事前に所定の様式による稟議書を総務部に提出しなければならない。

    ２ 各部署の長は、前項の稟議に際しては、当該取引先の信用状態・取引内容等を十分調査・検討のうえ取引条件を定め、安全かつ必要と認めた範囲内で与信限度の申請額を定めなければならない。

    ３ 各部署の長は、申請に際して、当該取引先の信用状態を判断するための十分な資料を添付しなければならない。

（与信限度の審査）

  第１１条 総務部は、回議された稟議書の内容を審査し、審査意見を付したうえ、与信限度の決裁権限者に回議するものとする。

    ２ 総務部は、審査に際しては、取引先または取引内容に問題があると判断したときは、当該部署の長に対し当該稟議の中止または稟議の内容変更を勧告することができる。

（与信限度額の決定）

  第１２条 与信限度額の決裁権限者は、総務部長とする。

（与信限度の種類）

  第１３条 与信限度は、その形態により次のとおり区分する。

（１）直接与信限度

会社と取引先との直接取引により発生する与信限度

（２）間接与信限度

会社と取引先との間に、会社の子会社またはリース会社等を介在させた取引で、取引先の債務について会社が一部でも保証している場合の与信限度

（与信限度の登録）

  第１４条 与信限度の登録は、所定の決裁手続を経て、総務部が行うものとする。

    ２ 与信限度は、取引先を単位として設定する。

（与信限度の融通・調整）

  第１５条 総務部は、同一の取引先に対し複数の組織が取引を行う場合は、与信限度の使用状況等を勘案し、組織間相互の与信限度の融通・調整を行うことができる。

（与信限度の更新および変更）

  第１６条 与信限度の更新および変更にあたっては、第１１条および第１２条の手続を経て行うものとする。

（与信限度の有効期限）

  第１７条 与信限度の有効期限は、原則として、登録月の末日をもって起算し1年間とする。ただし、1回限りまたは特定期間の取引については、あらかじめ定められた期限をもって有効期限とする。

    ２ 前項の有効期限後も取引が継続する場合は、期限到来前に前条に基づく更新手続をしなければならない。

    ３ 一時的に与信限度が増加する場合は、暫定的に期限を設定することができる。

（与信限度の総括管理）

  第１８条 与信限度の管理は、総務部が統括する。

    ２ 総務部は、与信限度の設定に関する資料を保管する。

    ３ 日常的な与信限度の管理は、各部署が行うものとする。

（与信限度額の管理）

  第１９条 総務部は、定期的に取引先の債権残高と与信限度額を比較し、債権残高が与信限度額を超過するおそれがある場合には、担当所属部署の長へ与信限度の見直しを指示する。

    ２ 総務部は、同一の取引先に対し複数の部署が取引を行う場合は、必要に応じ関係部署の長と協議のうえ、主管部署の長を決定する。

（信用悪化の措置）

  第２０条 与信限度を設定した取引先に信用悪化の兆候がみられるときは、取引先の担当者は、即座に対応措置をとるものとする。

（与信限度の失効）

  第２１条 取引先が次に該当するときは、与信限度は失効する。

（１）取引先との取引を中止するとき

（２）与信限度の有効期間が満了したとき

（担保の取得）

  第２２条 取引先との取引にあたり、各部署の長は債権保全を必要と判断するときは、原則として、担保の設定または保証金の取得を行うものとする。

    ２ 前項に関する法的手続は、各部署の長が総務部長と協議のうえ、行うものとする。

（担保の変更）

  第２３条 各部署の長は、取得済みの担保の解除または処分（譲渡、順位譲渡、順位変更、順位放棄、転抵当等）が必要となったときは、決裁権限者の承認を得なければならない。

（担保物件の保管責任）

  第２４条 担保物件の保管責任者は、総務部長とする。

第３章 滞留している債権の処理

（滞留している債権の定義・分類）

  第２５条 本規程における滞留している債権とは、次の各号の債権をいう。

（１）滞留債権

銀行取引停止または和議（民事再生法）、会社整理、会社更生、清算、特別清算、破産等の申立てをし（または申立てを受け）、または営業を休・廃止した取引先に対して有する債権

（２）準滞留債権

営業継続中の取引先より支払延期の申入れを受け、その申入れを承認した債権、もしくは経営悪化の取引先を救済するため、特に緊急貸付をする場合の当該貸付金またはこれに準ずる債務保証

（３）延滞債権

元利返済が滞っている債権

（滞留債権発生時の措置）

  第２６条 各部署の長は、滞留債権が発生したときは、直ちに総務部に報告しなければならない。

    ２ 総務部は、前項の報告に基づき、滞留債権の指定・区分および回収不能見込額の査定を行い、各部署の長に通知する。

（滞留債権発生先に対する限度の消滅等）

  第２７条 滞留債権が発生した取引先に対する既設の与信限度は、総務部長が決定する。

（経過報告）

  第２８条 各部署の長は、滞留債権の経過につき、所定の様式により、定期的に総務部に報告しなければならない。

（滞留債権の処理）

  第２９条 各部署の長は、滞留債権の処理に際し、次の各号については別に定める職務権限規程に基づく承認を得なければならない。

（１）担保の変更、解除

（２）担保権の実行または担保物件の処分

（３）訴訟行為等の法的手続

（４）債権の放棄

（５）その他前各号に準ずる重要事項

附則

（施行日）

    第１条 本規程は、2021年1月1日から実施する。